

○財務省告示第二百六十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十四年七月九日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年八月九日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（二十年）（第三百二 回、第三百三十二回及び第三百三十 三回）及び利付国庫債券（三十 年）（第十二回、第十四回、第十 七回、第十八回、第十九回、第 二十回、第二十一回、第二十二 回、第二十三回、第二十五回、第 二十六回、第三十回及び第三十一 回）	発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次	発行方法	募入決定の 方法

六	七	八	九	十	十	十
発	払	最	振	一	一	十
行	込	低	替	発	十	十
額	金	額	単	行	一	十
	額	面	位	行	一	十
		金		価	一	十
				格	一	十
				日	一	十

割り当てる。額内(別表のとおり)の金額は、振替法の規定による最低額と

の記載又は記録は、最も額とす。〇。整数倍の金額による。平成二十四年七月九日。発行対象国債ごと算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$$

(一) 別表のとおり) は、募入決定額に追加を受けた者

(二) 発行時に利息の発生に際しては、源泉徴収の利率は、 $\frac{100 \times \text{各発行対象国債の面額} / \text{子に占める発行額} \times \text{各発行対象国債の金利前利率} / \text{子に占める発行額} \times \text{各発行対象国債の面額} / \text{子に占める発行額} \times \text{各発行対象国債の金利前利率}}{100}$ に相当する。

二十 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払者入払元利象各準入償償
込者札場利回国発と札還還
期 参所金り債行すの金期
日 加 支 の 対 る 基 額 限

十
利
子

平成 財務 日 利 た 頭 証 平 額 (別 表 の と お り)
成 二 十 四 年 七 月 九 日
大臣 から 通知 を 受 け た 者
銀行 対 象 国 債 の 利 率 / 100 x 1 / 2
平均 値 の 単

本 行 対 象 国 債 の 額 面 金 額 x 各 発 行 日 支 払 期 限 に つ い て
同 じ 。
日 支 払 期 限 に つ い て
日 支 払 期 限 に つ い て
う 。
算 式 各 支 払 期 限 に つ い て
と 各 支 払 期 限 に つ い て
発 行 日 支 払 期 限 に つ い て
第 十 号 規 定 の 支 払 期 限 に つ い て
控 除 税 率 を 乗 じ た 金 額
は 外 国 法 人 が 適 用 受 け る 所
出 し 金 額 に 関 係 なく
に 住 民 税 非 居 民 税 算 入
時 間 的 に 課 税 所 得 者 等
額 金 に 関 係 なく
金 額 に 関 係 なく
に 関 係 なく
の 算 式

(別表)

（第三付二十年庫二回） （利付）	（第三付二十年庫一回） （利付）	（第三付二十年庫一回） （利付）	（第三付十九年庫一回） （利付）	（第三付十八年庫一回） （利付）	（第三付十七年庫一回） （利付）	（第三付十四年庫一回） （利付）	（第三付十二年庫一回） （利付）	（第二付百三十年庫十三回） （利付）	（第二付百三十年庫十二回） （利付）	（第二付百二十年庫一回） （利付）	名称及び記号
二・五%	二・三%	二・五%	二・三%	二・三%	二・四%	二・四%	二・一%	一・八%	一・七%	二・四%	利率（年）
平成三年四月二十八日	平成十年四月二十七日	平成九年四月二十七日	平成六年四月二十七日	平成三年四月二十七日	平成十年四月二十六日	平成三年四月二十六日	平成九年四月二十五日	平成十年四月二十三日	平成十年四月二十三日	平成六年四月二十日	償還期限
三百四十八億円	五十一億円	二十億円	四百四十七億円	九十三億円	六百十三億円	百五十九億円	五億円	十八億円	七百十三億円	二百七十八億円	（発行額） （額面金額）

（利付第三十年国库債一回券）	（利付第三十年国库債一回券）	（利付第三十年国库債一回券）	（利付第三十年国库債一回券）	（利付第三十年国库債一回券）	（利付第三十年国库債一回券）	（利付第三十年国库債一回券）
二・二%	二・三%	二・五%	二・五%	二・四%	二・三%	二・五%
日年平 九成 月五 二十 十一	日年平 三成 月五 二十 十一	三平 月成 二五 十年 日年	日年平 九成 月四 二十 十九	日年平 三成 月四 二十 十九	十年平 日十 成二 四月 十八	日年平 六成 月四 二十 十八
四十一億 円	六十四億 円	億二百 五十三	五十億 円	億三百 九十三	三十億 円	円百六 十八億